

平成 2 6 年 第 4 回 定 例 会
陳 情 文 書 表

自 陳情第 1 0 号
至 陳情第 1 2 号

陳情 番号	件 名	付 託 委員会	審 査 結 果				頁
			日	委員会	日	本会議	
1 0	粗大ごみ処分代 減免に ついての陳情						1
1 1	「地方自治法第124条 の行政庁見解訂正につい ての意見書提出」に関す る陳情						2
1 2	「川内原発を初めとする 原発再稼働に反対し廃炉 とし、原発ゼロ政策への 転換に向けた意見書の提 出」に関する陳情						4

陳 情 番 号	1 0	受理年月日	平成26年11月11日
陳情人住所氏名	府中市住吉町2-30 都営住吉自治会 代表者 高 橋 澄 至 署名372人		
件 名	粗大ごみ処分代 減免についての陳情		
<p>〔陳情理由〕</p> <p>私たち府中市住吉町2丁目30番地 都営府中南町アパート住吉団地住民234世帯は、来年秋に都営南町4丁目40番地に移転することになりました。</p> <p>現在住んでいる部屋は3DK（36.46平方メートル）6畳・4.5畳・3畳です。移転先の部屋は、単身者用は1DK6畳・ダイニングキッチンで、2人用は2DK6畳・4畳の洋室・ダイニングキッチンです。現在の部屋と比べると狭くなり、現在使用している大型家具を含む日用品が収納できません。まだ使用できる物が粗大ごみとして処分することになります。その額は先に同じ敷地内に移転した、南町中高層団地住民の方が処分代として数万円になりました。使用できる物をごみとして処分することには理解できません。寛大なる配慮をお願いします。</p> <p>〔陳情内容〕</p> <p>(1) 高齢者が多いことから減免措置をお願いします。</p>			
付託する委員会			

陳 情 番 号	1 1	受理年月日	平成26年11月14日
陳情人住所氏名	羽村市川崎1-10-44 清 田 敏 雄		
件 名	「地方自治法第124条の行政庁見解訂正についての 意見書提出」に関する陳情		
〔陳情要旨〕 首記条文は議長への請願を定めており、提出前に議員の同意紹介が求められる。しかし、この紹介は下記の誤見解により生じたので議長から関係行政庁に意見書として見解訂正を申し入れていただきたく陳情する。 1 内容 議員による同意紹介は法律の本質を理解しなかった行政庁の見解（下記2. 4）が下記規則（同2. 1）の正当性を誤って支えている。同意紹介は請願者にとって負担であり、紹介議員の存在をなくす改正は請願する人の負担軽減に寄与するので公益になる。よって、前記見解に疑問を呈し、同条文改正は公益に寄与すると自治法99条（意見書の提出）により関係行政庁へ意見を提出していただきたい。 2 理由 2. 1 議長への請願は、地方自治法第124条に従っている府中市議会会議規則第82条第2項により、「議員の（同意ある）紹介」を要件としている。貴議会ホームページにて紹介議員なしの陳情に関して「陳情は請願と同様に扱う」と示していないが同等に扱っていただいている。しかし、陳情は憲法に記載されている請願に統一されるべきである。 2. 2 帝国議会第92回貴族院地方自治法案委員会速記録第1号（145ページ）によると法案の説明にて「『請願』は新たに今回規定された事項であり、……、選挙民等から議会に対して独自の請願ができる。請願がありました場合には、それを長なりその他の関係の執行機関に送付して……」と、「議員の紹介」とだけ書いてある法案に記載されていない「紹介議員の同意」に触れなかった。 2. 3 明治憲法第50条「両議院は、臣民より呈出する請願書を受くることを得」とあり、「詞（ことば）使い」等は検査されても紹介議員は取り次ぎの役割だけを得ていたと推定する。理由は、現在の憲法第16条（請願権）に「かかる請願をしたためにいかなる差			

別待遇も受けない」とあり、内容に左右されないと理解でき、精神は継承されていると推測できる。

2. 4 請願の紹介議員に関し滋賀県の「賛意ある議員だけが紹介できるのか」との質問に対する行政課長の回答は、「請願の内容に賛意を表する者でなければ、紹介すべきで無い」（地方自治関係実例判例集（1）996ページ）であった。
2. 5 取り次ぎ者の考えは多様なので、取り次ぎ者の賛意が要件では、憲法第16条の「差別されない」、憲法第14条の「法の下での平等」から逸脱する。
2. 6 よって、2. 4項の行政課長見解を訂正すべきである。
2. 7 「陳情を請願通りに扱っているので改正不要」との意見はあるが、誤りから生じて差別されている陳情は憲法14条（法の下での平等）に反している。

付託する委員会	
---------	--

陳 情 番 号	1 2	受理年月日	平成26年11月21日
陳情人住所氏名	府中市宮西町3-8-1 エネルギー政策を考える府中市民の会 代表 星川まり 署名199人		
件 名	「川内原発を初めとする原発再稼働に反対し廃炉とし、原発ゼロ政策への転換に向けた意見書の提出」に関する陳情		
<p>〔陳情趣旨〕</p> <p>東京電力福島第一原発の事故発生から3年半が経過しましたが、いまだに事故収束に至らず、原因の究明もされていません。そのような状況のもと、原子力規制委員会は九州電力川内原発が新規規制基準に適合していることを確認し、その設置変更を許可しました。今後、工事計画や保安規定についての審査が進められる予定です。</p> <p>大飯原発の運転差しとめ裁判での福井地裁判決では、生活に影響を受ける範囲を原発から250キロメートル圏内とし、その範囲の住民の人格権を保障することなく原発を運転することは許されないこと、大きな自然災害や戦争以外で生命を守り生活を維持する権利が極めて広範に奪われる可能性があるのは原発事故のほか想定できないこと、豊かな国土とそこに国民が根をおろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失であること、などが記されました。</p> <p>この判決文の内容からも、原発事故から広範な住民への影響を回避することは政府の責任です。</p> <p>そのために府中市議会として衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣等への意見書の提出をしてくださるよう陳情いたします。</p> <p>〔陳情事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 東京電力福島第一原発事故の原因の究明もなされていない状況で、川内原発を初め現在停止中の原発の再稼働を行わず、廃炉とすること。 2 原発をベース電源としたエネルギー政策を転換し、できる限り早期の原発ゼロを政策目標として、その実行のため再生可能エネルギーの普及促進、電力事業の自由化、送配電の仕組みの見直しなどの政策化を図り、早急にその実行に取り組むこと。 			
付託する委員会			